

## 滋賀県市町村職員研修センター財政事情の公表に関する条例

〔平成 15 年 10 月 30 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 4 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第 2 条 財政事情の公表は、毎年 6 月および 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の時期に財政事情を公表することができないときは、管理者は、その事由の止んだときから 1 月以内にこれを公表しなければならない。

（記載事項等）

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月に公表する場合には、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の状況
- (2) 財産および一時借入金の現在高
- (3) その他管理者が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する場合には、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に係る前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。

（公表の方法）

第 4 条 財政事情の公表は、滋賀県市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）の掲示場に掲示して行う。

2 前項の規定による公表の日から 6 月を経過する日までの間、何人も研修センターの事務局においてその閲覧を請求することができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、財政事情の公表について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。